

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューETC カード特約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ETC カードの多目的利用の追加等を行うため、ビューETC カード特約を下記のとおり 2023 年 1 月 1 日に改定いたします。

引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
第 2 条（用語の定義） （略） 1 「ETC 本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、本特約<u>および</u>道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本規程に定める ETC カード（第 3 項に定めるものをいいます。）の利用を当社所定の方法により申込み、当社がこれを認めた方をいい、本特約第 3 条第 2 項に基づいて ETC カードの貸与を受けた家族会員と ETC 本人会員を個別に又は総称して「ETC 会員」といいます。	第 2 条（用語の定義） （略） 1 「ETC 本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、本特約<u>及び</u>道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本規程に定める ETC カード（第 3 項に定めるものをいいます。）の利用を当社所定の方法により申込み、当社がこれを認めた方をいい、本特約第 3 条第 2 項に基づいて ETC カードの貸与を受けた家族会員と ETC 本人会員を個別に又は総称して「ETC 会員」といいます。
第 3 条（ETC カードの発行と管理） 1 当社は、当社所定の会員規約に定める会員が、本特約<u>および</u>道路事業	第 3 条（ETC カードの発行と管理） 1 当社は、当社所定の会員規約に定める会員が、本特約<u>及び</u>道路事業者

者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ ETC カードの利用を当社所定の方法により申込み、当社が承認した場合には、本人会員が指定し、当社が認めたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETC カードを発行し、これを本人会員に貸与します。 2 家族会員は、本人会員の同意の下、本特約<u>および</u>道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本人会員に代わって、当該家族会員において利用することが可能な ETC カードの利用を当社所定の方法により申込むものとし、当社が承認した場合には、当社は、家族カードに準じて、当該 ETC カードを発行し、貸与するものとします。 （略） 第 6 条（ETC カードの解約及び利用停止と返却） 1 ETC 会員は、当社<u>あて</u>所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合 ETC 本人会員は、当社に対して、解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金の全額をお支払いいただくこともあります。 （略） <u>（新設）</u>	が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ ETC カードの利用を当社所定の方法により申込み、当社が承認した場合には、本人会員が指定し、当社が認めたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETC カードを発行し、これを本人会員に貸与します。 2 家族会員は、本人会員の同意の下、本特約<u>及び</u>道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本人会員に代わって、当該家族会員において利用することが可能な ETC カードの利用を当社所定の方法により申込むものとし、当社が承認した場合には、当社は、家族カードに準じて、当該 ETC カードを発行し、貸与するものとします。 （略） 第 6 条（ETC カードの解約及び利用停止と返却） 1 ETC 会員は、当社所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合 ETC 本人会員は、当社に対して、解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金の全額をお支払いいただくこともあります。 （略） <u>第 12 条（多目的利用サービスにおける取扱い）</u> <u>1 ETC 会員は、通行料金以外の代金決済のために ETC カードを利用することを可能とすることを内容とする、ETC ソリューションズ株式会社が提供するサービス（以下「多目的利用サービス」といいます。）に係る規約（以下「多目的利用サービス利用規約」といいます。）に同意し、同社所定の手続を実施した場合、多目的サービス利用規約に従い、ETC カードを通行料金以外の代金決済のために利用することができるもの</u>
---	--

	<u>とします。</u> <u>2 前項の場合、多目的利用サービス利用規約の適用があるほか、当社所定のビューカード会員規約及び本特約（以下、両者を合わせて「ビューカード会員規約等」といいます。）の定めに従うものとし、多目的サービス利用規約とビューカード会員規約等の内容が矛盾抵触する場合には、ビューカード会員規約が優先的に適用されるものとします。</u> <u>3 多目的利用サービスを利用する場面においては、本特約における「ETC システム」には、多目的利用サービスの提供に関し ETC ソリューションズ株式会社が用いる一切のシステムを含むものとし、ETC 会員は「道路事業者」に代わって、ETC ソリューションズ株式会社と加盟店契約を締結した事業者が加盟店となり、「通行料金」に代わり当該加盟店での決済代金を「多目的利用サービスに係る決済代金」として取り扱われるものであることを確認の上、当該仕組みに即して合理的に読み替えた上で本特約の規定が適用されるものとします。</u>
--	--

以上